

白浜町不良空家等除却補助金制度のご案内

白浜町では、住宅等の空家で倒壊等の恐れのある危険な建物を解体する所有者等に対し、除却費用の一部を補助します。

■対象

次の条件をすべて満たす建物を対象とします。

1. 申請をする日において居住の用に供されなくなって概ね1年を経過していること。
2. 居住の用に供する建築物又はその床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら居住の用に供される建築物であったこと。
3. 町で定める不良空家の判定で評定項目合計が100点以上となる建物。
(建物の老朽化が激しく、基礎、外壁、屋根等が破損し倒壊等の危険がある建物が対象となります)

■申請者

- 空家の所有者
- 空家の所有者の相続人
- 空家の所有者の同意が得られている場合の土地所有者

■補助金額

- 空家の除却費用の3分の2（上限60万円）

※除却費用には家財道具、門、塀、機械等の処分及び浄化槽の除却に係るものは除く。
工事業者に見積をお願いするときは上記内容を除いた金額で提出してもらって下さい。

■申請方法

- 補助対象の住宅の要件を満たすことを確認するため事前調査を行いますので、事前調査申請書に必要書類を添付の上、町建設課に提出してください。
※裏面に申請の流れと提出書類を記載しています。

【お問合せ先】

白浜町役場建設課都市計画係

TEL:0739-43-6589

FAX:0739-43-5588

補助申請の流れ

